

## 「播磨町移住定住促進住宅リフォーム助成」をご利用ください

播磨町では、移住定住促進のための住宅リフォーム助成金を交付しており、令和7年度も実施します。播磨町への移住を促進し、地域経済の活性化を図るため、播磨町外から町内へ転入される移住者向けに、中古住宅・既存住宅のリフォームをされる方に対して、町内事業者が施工する住宅リフォーム工事に対し、その一部を助成するものです。

助成対象	<p><u>播磨町外から町内へ転入される移住者の方が、ご自分の居住予定の住宅を、町内業者の施工により増改築、修繕、模様替え、設備改善などを行うもの。</u></p> <p>定住する目的で住宅等を購入、又は賃借する者で、助成対象工事完了後、<u>播磨町に住民登録</u>をする予定のもの。<b>工事費が20万円以上のもの。</b></p>
助成金額	工事費の10分の1(上限10万円)
助成期間	令和9年3月31日まで ※予算の上限に達した場合、受付を終了します
申請手続	<p><u>工事着工前(2週間以上前)に、産業環境課へ提出してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書(様式第1号)</li> <li>・工事内容の分かる設計図面</li> <li>・町内事業者からの工事見積書(可能な限り部屋別)</li> <li>・工事予定箇所の写真</li> <li>・転入前の住所地の住民票謄本</li> <li>・転入前の住所地の移住予定者全員の完納証明書</li> <li>・住宅売買契約書又は賃貸借契約の写し</li> <li>・転入確約書(様式第2号)</li> </ul>

※町内事業者とは・・・町内に本店又は支店のある法人・町内に住所のある個人事業者

《申請から助成金振込までの流れ》

申請→審査→交付決定→着工→工事終了→実績報告書・請求書提出→助成金振込

余裕をもって申請をしてください。

《留意事項》

- ・申請時にすでに着工している工事は対象になりません
- ・リフォーム助成は、1人1回、1住宅1回限りです
- ・工事完成後、実績報告書の提出(写真添付)が必要です
- ・「工事費」は消費税を除いた金額です
- ・町の他の補助・助成を重複して受けることはできません

(播磨町住宅リフォーム助成金交付要綱(平成24年要綱第6号)、播磨町住宅耐震推進事業補助金交付要綱(平成29年要綱第20号)及び播磨町空き家活用支援事業補助金交付要綱(令和6年要綱第26号)の規定によるものを除く。)

※ただし、播磨町住宅改造助成事業実施要綱(平成8年播磨町要綱第1号)に定める助成と重複する場合には、窓口にご相談ください。

- ・町税等を滞納している人や、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員は申請できません

対象工事の例

- 屋根の葺替え・外壁の張替え・塗装工事
- 部屋の新設や間仕切りの変更
- 壁紙や床板の張替えなど内装工事
- バリアフリー改修工事・オール電化工事
- バルコニー工事
- 風呂や台所など水周りの設備改修

など

対象にならない工事

- ×車庫(カーポート)や物置のような住宅と別の工事
- ×門扉やブロック塀などの外構工事
- ×電話やインターネットの配線工事
- ×単なる製品のみ取り付け(給湯器・エアコン等)
- ×店舗や事務所など営業施設のリフォーム工事
- ×防蟻工事

など

(お問い合わせ先)

住民協働部 産業環境課 産業経済係 TEL:079-435-0304